

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

筑後市上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より、指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行されました。

■指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新までの有効期限が異なります。（下表参照）

※有効期限までに更新をしなければ**指定の効力を失います**。

指定を受けた日及び指定番号	有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日（指定番号 1～26）	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日（指定番号 27～61）	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日（指定番号 62～95）	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日（指定番号 96～162）	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日（指定番号 163～198）	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に**郵送にて個別にお知らせします**。

なお、郵便の不着や未更新の方へ**再通知はいたしません**。

■更新申請に必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- ② 誓約書（様式第2）
- ③ 給水装置工事主任技術者の選任届出書（様式第3）及び免状の写し
- ④ 機械器具調書
- ⑤ 事務所位置図
- ⑥ （法人）定款又は寄附行為及び登記事項証明書（コピー不可）
- ⑦ （個人）住民票の写し（コピー不可）
- ⑧ 市（町村）税納税証明書（コピー不可）
- ⑨ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

■指定更新手数料

- ・1件につき、5,000円

■指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◆お問い合わせ先

筑後市上下水道課

☎0942-65-7035、65-7036